

# ●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

## 周術期口腔機能管理料(Ⅲ)について (歯科のない病院との連携)

今改定で、化学療法などを受ける患者への周術期口腔機能管理料(Ⅲ)と周術期専門的口腔衛生処置の取り扱いが改められました。変更点を解説します。

患者：69歳・男性

主訴(初診時)：歯ぐきが腫れてしばしば痛む。義歯が合わない。

所見(初診時)：全顎的に歯肉発赤・腫脹あり。義歯不適合。

傷病名： $\frac{7}{3}=\frac{7}{3}$  P<sub>2</sub> 7-4 | 4-7 義歯フテキ 周術期口腔機能管理中

月日	部位	療法・処置	点数
4月15日		再診	45
		前回SC後、違和感ない。来月から歯科のない〇〇病院でがん治療で化学療法を受けることになったとのこと。	/
		周術期口腔管理の必要性を説明し患者の同意を得る。	/
	$\frac{7}{3}=\frac{7}{3}$	P基処(検査結果 略)	200
	$\frac{3}{3}=\frac{3}{3}$	SRP	30×6
	$\frac{7}{3}=\frac{7}{3}$	P基処(アクリノール) 注①	10
		歯清(DH:保険医 花子) 注②	68
		実地指1(指示内容 略)	80
	7-4   4-7	歯リハ1(調整部位・調整方法 略)	100
		歯管+文書提供加算 注③④⑤	100+10
		〇〇病院へ照会状送付。 注⑥	/
5月18日		再診	45
		前回処置後不快症状はなし。病院より依頼文書が届く。今月25日化学療法実施予定。	/
		周術期口腔機能管理計画策定料(周計) 注⑦	300
		管理計画を説明し同意を得る。	/
		周術期口腔機能管理料Ⅲ(周Ⅲ)	190
		歯肉縁上の歯石除去。化学療法で口内炎が発症しやすいこと、重症化予防のためセルフケアの重要性を説明。 注⑧⑨⑩	/
		周術期専門的口腔衛生処置(術口衛) 注⑪	92
		(DH:保険医花子)	/
		実地指1(指示内容 略) 注⑫	80

5月25日：化学療法開始

6月6日		再診	45
		化学療法後、口内炎ができて痛いとのこと。	/
		周Ⅲ	190
		術口衛(DH:保険医 花子)	92
6月13日		再診	45
		口内炎が痛むとのこと。保湿や定期的な含嗽を指導。	/
		実地指1(指示内容 略)	80
	7-4   4-7	歯リハ1	100
		口内炎に触れる左側の床縁を削合	/

12月10日：化学療法終了

1月11日		再診	45
		口内炎は治り痛みは殆ど無いとのこと。	/
		周術期口腔管理を終了し、歯周治療を行う。	/
	$\frac{7}{3}=\frac{7}{3}$	P基処(検査結果 略)	200
		改善は見られるが、深いポケットやプロービング時の出血が見られる部位があり、再SRPを行う。	/
		歯管+文書提供加算 注⑬	100+10
	$\frac{7}{3}=\frac{7}{3}$	歯清(DH:保険医 花子)	68
	$\frac{3}{3}=\frac{3}{3}$	再SRP	30×6
	$\frac{7}{3}=\frac{7}{3}$	P基処(アクリノール)	10
		実地指1(指示内容 略)	80

### 《解説》

注① 今改定で、P基処は薬剤を用いた場合にのみ算定できる取扱いになった。なお、カルテには従来通り、使用した薬剤名を記載する。

注② 歯清の点数が引き上げられ、60点から68点に変わった。

注③ 歯管の点数が110点から100点に引き下げられた。また算定要件から文書提供が外され、患者等の同意を得た上で管理計画を作成して内容を説明し、カルテに管理計画の要点を記載した場合に歯管100点を算定する取扱いに変わった。また、2回目以降の管理においては、管理内容の要点をカルテに記載し、管理計画に変更がある場合は変更の内容を記載する。

注④ 歯管算定時に文書提供した場合は、文章提供加算10点を歯管に加算する取扱いに変わった。なお、カルテには文書提供の写しを添付する。

また、文書の内容以外に療養上必要な管理事項がある場合には、その要点をカルテに記載する。なお、歯管の提供文書の様式に変更はない。

注⑤ 周術期口腔管理に係る点数を算定するには、化学療法などを行う医療機関からの依頼文書が必要となる。当日は依頼文書がなく周術期口腔管理の点数を算定できないため、前月に引き続き歯管を算定した。

注⑥ 照会状を送付し、周術期口腔管理に係る依頼文書を送付するよう伝えられた。なお照会状に対しては、診療情報提供料Ⅰは算定できない。

注⑦ 周術期口腔機能管理計画策定料(周計)は、化学療法等を実施する医療機関の依頼文書に基づき、患者や家族の同意を得て、管理計画を策定し管理計画書を提供了らした場合に、化学療法等の一連の治療を通じて1回を限度に算定できる。カルテには、管理計画書の内容を記載するか写しを添付する。管理計画書の様式に定めはないが、下記事項の記載が必要である。

なお、今改定で対象患者に緩和ケアを行う患者が加わった。

#### 管理計画書の記載事項

- ①基礎疾患の状態・生活習慣
- ②主病の手術などの予定または実績
- ③口腔内の状態など(現症および手術などで予想される(生じた変化)など)
- ④周術期の口腔機能管理で実施する内容
- ⑤主病の手術などに関する患者の日常的なセルフケアについての指導方針
- ⑥その他必要な内容
- ⑦保険医療機関名およびその管理を行う歯科医師の氏名 など

注⑧ 周術期口腔機能管理料(Ⅲ)(周Ⅲ)は、がんなどに係る化学療法または放射線治療を実施している患者または予定している患者に対し、周術期口腔機能管理計画に基づき、口腔機能の管理を行った場合に月1回算定できる。

改定前は化学療法などの治療開始前には算定できなかったが、改定後は周計算定以降であれば、治療前でも予定している患者に周Ⅲを算定できる。

なお、今改定で対象患者に「緩和ケアの対象となる患者」が追加された。

注⑨ 周Ⅲを算定した際は管理報告書を作成し患者に提供する。管理報告書の様式に定めはないが下記事項を記載する必要がある。カルテには、管理報告書の内容を記載するか写しを添付する。

なお、患者の状態に大きな変化が無い場合は、少なくとも前回の提供日から3カ月を超える日まで1回以上提供する。

#### 管理報告書の記載事項

- ①口腔内の状態の評価
- ②具体的な実施内容や指導内容
- ③その他必要な内容

注⑩ 周Ⅲを算定した月は歯管は算定できない。

注⑪ 術口衛の点数が92点に引き上げられ、周Ⅲの算定した患者に対しては、周Ⅲの算定月に入院・入院外を問わずに月1回算定できるようになった。

なお、術口衛は、周術期口腔管理を行う歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔衛生用具等を用い歯面、舌、口腔粘膜等の専門的な口腔清掃又は歯面清掃を行った場合に算定する。歯科医師はカルテに歯科衛生士の氏名を記載し、歯科衛生士は業務に係る記録を作成する。

注⑫ なお、術口衛は、歯清を算定した月では算定できないが、術口衛と実地指1については併算定ができる。

ただし、本症とは異なるが全身麻酔を伴う手術を行う場合については、歯清を算定した月であっても、手術後の術口衛は同月に算定ができる。

注⑬ 周Ⅲを算定した患者で、周術期口腔機能管理終了後に、歯科疾患の継続管理を行う場合は、初診月またはその翌月にも係らず、周Ⅲを算定した月の翌月から歯管を算定できる。

\*実態に即してご請求下さい\*